

24. 12. 5

内閣官房報償費の透明化方策について（私案）

- 内閣官房報償費の透明化方策については、昨年9月の内閣官房長官就任以来、取扱責任者として、その用途等を検証し、その中で、検討を進めてきたが、内閣官房報償費の機能の維持と透明性の確保の両立については、大変難しい課題と認識している。
- 外国の類似制度の調査も実施したが、各国とも公開している情報が非常に限られており、関係機関も情報提供に慎重であった。把握可能な範囲では、いずれの国においても、いわゆる報償費に相当する制度については、予算額までしか公開されておらず、支出、用途等に関して情報を公開したり、そのための法制を有している国はないことが判明した。
- こうした中で、総理官邸分の内閣官房報償費については、

(1) 支払相手方の氏名・名称、支払目的や領収書等に記載される個々の具体的な支出に関わる情報については、極めて秘匿性の高い機微な情報であり、公開することとすれば、将来にわたり官邸の情報収集活動・協力依頼等の活動に支障を来すおそれが高く、一定期間後であっても公開には適さないこと。

(2) 他方、会計手続上の支払決定の月日や支払額については、公開すると、当時の内政・外政の状況と照合・分析することによって、用途について、特定の事案との関係が特定・推測がされたり、様々な憶測を呼び、内閣の業務の遂行に支障を来すおそれがあるというデメリットはあるものの、透明性確保の要請を踏まえれば、一定期間後であれば、整理の上、公開することは可能ではないか。

と考えるに至った。

以上を踏まえると、具体的には、官房長官決定により、会計手続上の支払決定の月日や支払額を取りまとめた文書を、一定期間経過後に公開することとしてはどうかと考える。